

人材採用コンサルティング業務委託契約書

●●株式会社と（以下「甲」という）と、株式会社ツナグバ（以下「乙」という）は、人材採用に関するコンサルティング業務に関し、以下のとおり業務委託契約を締結する。

第1条（目的）

- 1 甲は、乙に対し、甲の人材採用に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。
- 2 前項に定めるコンサルティング業務とは、乙が甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙及び乙と業務提携する有料職業紹介事業者が探索した人材を選考、選抜又は紹介（以下「紹介等」という）し、採用にいたらしめるまでの活動を支援すること（以下「本件業務」という。）をいう。
- 3 甲及び乙は、本件業務の成果を乙が保証するものではないことを相互に確認する。

第2条（報酬）

- 1 甲は、乙に対し、本件業務の報酬として、乙が紹介等し甲が採用した者（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の30%（税別）（以下「本件報酬」という）を支払う。
- 2 前項の理論年収は、次の算式により計算する。
 - (1) 月給制の場合
理論年収＝（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他固定的に毎月支給される手当（ただし、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）
 - (2) 年俸制の場合
入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。ただし、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。
- 3 被採用者が自己都合（被採用者の個人的な事情をいう）により入社日（甲が指揮又は指示する業務を被採用者が実際に開始した日をいう）から3ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は、以下の表に従い、被採用者の退社時期に応じて、本件報酬を甲に返還する。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社日から1ヶ月未満	80%
入社日から1ヶ月以上3ヶ月未満	50%
入社日から3ヶ月以上6ヶ月未満	10%
入社日から6ヶ月以上	0%

- 4 被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目の如何にかかわらず、整理解雇を含む会社都合退職の場合や被採用者の死亡の場合、その他被採用者の責に帰さない事由で退職した場合等を含む）には、前項の報酬返還の規定は適用しない。また、被採用者が、採用日以前に乙による紹介等により派遣や業務委託等の形態で甲において職務遂行経験があった場合も、前項の報酬返還の規定は適用しない。

第3条（支払方法）

甲は、乙に対し、本件報酬を、被採用者の入社月の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第4条（オーナーシップ）

甲が、乙が紹介等した人材を乙の合意なく面会、面接、面談、電話、メール、SMS、インターネットソーシャルネットワークワーキングサービス等を通じて直接又は第三者を介して接触し採用を決定して入社せしめた場合も、甲は、乙に対し、本件報酬と同額の金員を支払う。

第5条（資料の提供）

甲は、乙に対し、乙が本件業務を行うために、乙の要求に応じて、その募集している人材のスペック、採用後の業務の内容、給与の予定等の必要な情報を提供する。

第6条（機密保持）

乙は、甲から本件業務の依頼があった事実及び第5条に基づき受領した情報を、機密として保持し、甲の事前の同意なく第三者（乙が候補者として甲に紹介等する者を除く）に開示又は漏洩してはならない。ただし、